資料 9

協議事項6

交通不便地域指定について(案)

交通不便地域指定申請書(別表7ハ②(2)関係) (地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統確保維持関係)

1. 指定を受けようとする地域名

埼玉県児玉郡上里町

黛、金下、金上、内出、西金、勝一、勝二、原一、原二、天神、真下、堀込、屋敷、宿、東宮、十八軒四軒家、中五明、南五明、下郷、宮、上郷、久保、寺西、新堀、 並木沖、石倉丹蔵、岡、堀之内、

(JR 高崎線 神保原駅及び朝日自動車株式会社 本庄駅南口~神泉総合支所線の 停留所から半径1キロメートルの区域を除く)

2. 指定を受けようとする理由

町内全域 (JR 高崎線 神保原駅及び朝日自動車株式会社 本庄駅南口〜神泉総合支所線の停留所から半径1キロメートルの区域を除く)において、平成28年6月30日付けで交通不便地域の指定を受け、平成28年10月1日よりフィーダー補助対象としてコミュニティバスの運行を行っているが、指定期間の満了に伴い、交通不便地域の指定を改めて申請する必要が生じた。

- 3. 指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要
 - ・上里町コミュニティバス「こむぎっち号」北部ルート(アグリパーク上里循環) 【アグリパーク上里~イオンタウン~アグリパーク上里】
 - ・上里町コミュニティバス「こむぎっち号」南部ルート(アグリパーク上里循環) 【アグリパーク上里~上里町役場~アグリパーク上里】
- 4. 指定を受けようとする交通不便地域の人口
 - 6,068人(令和3年3月末日時点)
- 5. 指定を受けようとする期間

令和3年10月1日~令和8年9月30日

6. 協議会における協議年月日

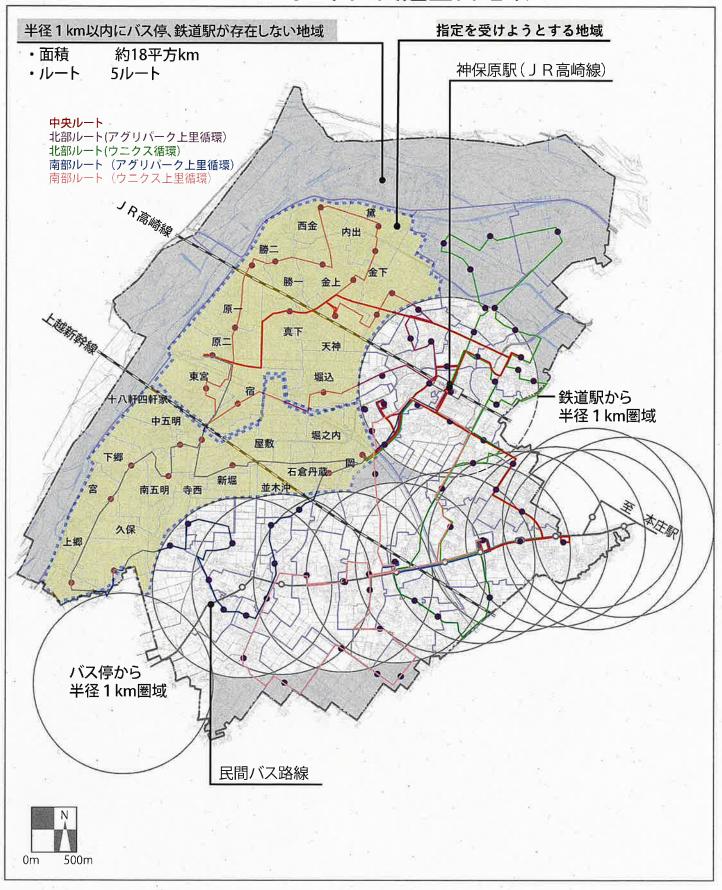
令和4年6月20日

7. その他特記事項

【添付書類】

- ・指定を受けようとする地域を示した地図(導入予定のフィーダー系統及び接続する地域間 交通ネットワーク(地域間幹線バス系統、鉄道等)、当該地域内に存在する停留所等を記載 してあるもの)
- ・交通不便地域の人口の挙証資料(地区別の人口がわかる資料)

上里町全図と交通空白地域



人口集中地区区域図

